

まいばら

vol.47

2007. 8/15

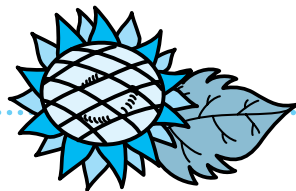
くらしに役立つお知らせ

次回の広報まいばら発行日は…
9月1日号(市政情報誌) 8月31日(金)

ト	人権に関する作品を募集	ポスター・標語・手記作品を募集	1
ピ	ルッチ大学体験入学会	10月から第4期生を募集します。ぜひ体験入学を!	1
ツ	米原南工業団地造成事業 工事に着手	8月中旬から準備工事を開始	2
ク	作詞作曲作品を募集中	米原市芸術展覧会に応募してみませんか?	3
ス	消費生活相談コーナー	運命鑑定の結果にびっくり 高額な祈 ^{とう} 祷を契約	4

人権に関する作品を募集します

応募しめきりは
9月14日(金)



人権を尊重した楽しい家庭づくりや明るく住みよいまちづくり、相手の気持ちを思いやることの大切さや実践を題材とした作品を募集します。

① 人権ポスターの部	四つ切り画用紙(縦書き・横書き、画材は自由)を使用し、人権のメッセージを盛り込んでください。ただし、貼り絵や文字・絵等が貼ってあるものは不可
② 人権標語の部	用紙・様式は自由
③ 人権手記の部	400字詰め原稿用紙5枚以内

- 応募資格 米原市内に在住・在勤の方 ■審査規定 各部門とも審査委員会による審査とします。
- 表彰および発表 各部門の優秀作品は「市民のつどい」で表彰し、審査結果は優秀作品者のみに通知します。
- * 作品には必ず「住所・氏名(ふりがな)・電話番号」を記入してください。
 - * 作品は、自作・未発表のものに限ります。(一人1点とします。)
 - * 入選作品の著作権は主催者に帰属し、応募作品の返却はいたしません。
 - * 各部門とも入選作品(最優秀賞、優秀賞、入選)には、賞状および副賞を贈ります。
 - * 応募作品は人権作品展、広報誌、公式サイトへの掲載などさまざまな人権啓発の機会に使用させていただきます。
 - * 人権ポスターの部の入選作品については、他の公的機関が実施する啓発物品のデザインとして活用させていただくことがあります。

お問い合わせ・提出先 米原市下多良三丁目3番地 米原市役所 人権推進課
☎ 52-6629 ☎ 52-4539 ✉ jinken@city.maibara.shiga.jp

まなびとまちづくりの交流点

ルッチ大学“体験入学会”のご案内

ルッチ大学は、楽しく学びながら地域のまちづくりリーダーを育てることを目的とした市民大学です。

10月からスタートする第4期生の募集にあたって、『体験入学会』を開催します。

当日は、大学の通常講義を聴講していただけるほか、大学に関するご質問等に、事務局や学生がお答えします。大学の雰囲気や体験できる絶好の機会ですので、お誘いあわせのうえご参加ください。

- とき 8月21日(火) 19時30分～
■ところ ルッチプラザ スタジオ310
■内容 講義の聴講・ルッチ大学Q&A
講義：NPO事例

講師：NPO法人やまの会の代表 おおばやしふみこ 大林文彦氏

- * お申込みは不要です。当日、会場へ直接お越しください。
- * ルッチ大学4期生の募集詳細については、市の公式ウェブサイト、広報まいばら9月1日号でお知らせします。

お問い合わせ 教育委員会 まなび推進課(山東庁舎) ☎ 55-8106 ☎ 55-4040



お知らせ

市有地の売り払いについて

物件番号①

長岡962番5…雑種地401m²

物件番号②

長岡962番6…雑種地115m²

物件番号③

柏原字苅安300番1 他2筆

…雑種地 約2,000m²

申込受付▶8月20日(月)～31日(金)

市 契約管理課(米原庁舎)

☎ 52-6781 FAX 52-4447

税関からのお知らせ

～保管証券等の返還について～

税関では終戦後、外地から引き揚げて来られた方が、上陸地の税関または海運局に預けられた通貨・証券や、外地の終結地において、総領事館や日本人自治会などに預けられた通貨・証券などのうち、その後日本に返還されたものをお返ししています。

ご本人だけでなく、ご家族の方も問い合わせや返還請求を行うことができます。お心当たりのある方は税

関へお問い合わせください。

問 大阪税関 京都税関支署 滋賀出張所

☎ 077-564-3410

✉ koho@osaka-customs.go.jp

<http://www.customs.go.jp/osaka/>



募集

第27回全国豊かな海づくり大会～びわ湖大会～式典参加者募集

豊かで美しい琵琶湖を守ることの大切さを一緒に考えてみませんか？

日時▶11月11日(日) 午前

※受付は7時30分～8時30分

会場▶びわ湖ホール(大津市)

応募資格▶県内在住の小学生以上の方

(小・中学生は保護者の同伴が必要)

募集人数▶100人程度

(応募多数の場合は抽選)

募集締切▶8月31日(金)必着

※参加の決定は9月末までに直接通知します。

応募方法▶「郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・年齢・性別・連絡先(電話番号)」を明記の上、ハガキ・FAX・Eメールでご応募く

ださい。

※保護者の方についても同様に住所等の明記が必要です。

※1回につき申し込みできるのは1名までです(同伴の保護者を除く)。

申・問 〒520-8577 滋賀県庁内

第27回全国豊かな海づくり大会滋賀

県実行委員会事務局 公募招待者係

☎ 077-528-3881

FAX 077-528-4899

<http://www.pref.shiga.jp/g/umizukuri/>



講座

視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程講習会

適切かつ安全な移動介護サービスを提供するための知識や技能を修得します。

日程▶11月15日(木)・20日(火)・

26日(月)・27日(火)・30日(金)

会場▶滋賀県立視覚障害者センター

(彦根市松原) 他

対象▶県内在住・在勤の方で、視覚障がい者移動介護業務に従事する事を強く希望し、全日程を受講できる方

米原市の

ときめき

元気

魅力

をまるごと発信

し が ス

『ときめき滋賀'S』が
米原にやってくる!

8月25日(土) 11時30分～13時25分

8月25日(土)、BBCびわ湖放送の地域密着番組『ときめき滋賀's～きょうはまるごと米原市～』の2時間公開生番組が行われます。

皆さん、お気軽にご参加ください。

《中継ポイント》ジョイいぶき・グリーンパーク山東・道の駅「旬彩の森」

《番組進行》原田伸郎・中川京子ほか

《特別ゲスト》真依子(米原市出身のシンガーソングライター)

くわしくはびわ湖放送ウェブサイトで… <http://www.bbc-tv.co.jp>

米原市芸術展覧会「作詞作曲部門」作品募集!

いつまでも伝え残したい風景や文化、こころを“うた”にしてみませんか?

■募集内容 ふるさと子どもをテーマにしたもの。

作品様式は自由でおおよそ3分前後のもの。

未発表の作品に限ります。

■出品点数 1人につき3点以内

■出品料 1点につき500円

■締切 9月7日(金)

■表彰式 日時:12月16日(日)13時～ 場所:ルッチプラザ

※1次審査(9月下旬)通過者は最終審査発表会(表彰式)で本人等による作品の披露があります。

申込書配布場所 市役所各庁舎・各公民館・ルッチプラザ・ジョイいぶき ほか

申・問 市教委 まなび推進課(山東庁舎) ☎ 55-8106 FAX 55-4040

募集人数▶60人(市推せん枠2人・超過の場合は抽選)
受付締切▶9月13日(木)
申・問 市 社会福祉課(山東庁舎)
☎ 55-8102 FAX 55-2406

きらめき人権講座

★人権一般
日時▶8月17日(金) 19時～
講師▶小久保信藏先生 <(社)滋賀県人権教育研究会事務局長>
★子どもの人権
日時▶9月7日(金) 19時～
講師▶兼田智彦先生 <子どもの虐待防止ネットワーク・あいち(CARP NA)専務理事>
※いずれも会場は米原公民館で、受講料は無料です。
※事前の申込は不要です。
問 人権教育推進協議会(市教委 まなび推進課内)
☎ 55-8106 FAX 55-4040



相談



女性のためのチャレンジ相談 ～女性の「何かしたい」を応援します～

再就職やキャリアアップ、起業などのアドバイスや情報提供・専門機関への橋渡しなど、専門の相談員が相談に応じます。相談料は無料で託児(要予約)もあります。相談希望日の10日前までにお申込みください。
日時▶毎月第2木曜日(9時～12時)と第4土曜日(13時30分～16時30分)
※ センター休所日を除く
場所▶滋賀県立男女共同参画センター“G-NETしが”(近江八幡市鷹飼町)
申・問 滋賀県男女共同参画センター“G-NETしが”
☎ 0748-37-3751
FAX 0748-37-5770

～事業主・労働者の皆さんへ～ 労災保険のご相談はRICへ

財団法人 労災保険情報センター(RIC)では、厚生労働省の委託を受けて、労災医療や労災補償など労災保険制度全般の相談をお受けしています。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

問 (財)労災保険情報センター(RIC) 滋賀事務所
☎ 0120-702-136
☎ 077-521-6891
FAX 077-521-6813



ZTVご加入で、

地デジ放送をご覧の皆さまへ チャンネル設定の変更が必要です

NHKが映らない! 黒い画面が表示される! という現象が起きていませんか?

ZTVを通じて配信されている地上デジタル放送のチャンネル設定が8月1日に変更されました。新たな設定でご覧いただくためにはチャンネル設定の「初期スキャン」を行う必要があります。

お手数をおかけしますが、ご利用機器のマニュアル等を参考にお早目の変更をお願いいたします。

★KBS京都放送がご覧いただけるようになりました。受信局は地デジ5Chに設定されます。

★NHK総合は天津放送局のみの受信となりました。

※ 初期スキャンを行うことによりKBS京都が自動的に追加され、その他のチャンネルについてはこれまでどおりご覧いただくことができます。

問 (株)ZTV ☎ 0120-222-505

市 政策推進部 情報政策課(米原庁舎) ☎ 52-6627 FAX 52-5195 ✉ jouhou@city.maibara.shiga.jp



環境ひとくちメモ!②

スプレー缶は ガスを抜いてから出しましょう!

ガス抜きされていないスプレー缶やカセットボンベなどが原因で、ごみ収集車やクリーンプラント破碎処理装置に被害が出る事故が後を絶ちません。

安易に排出されたごみが、一歩間違えば、人命に関わる大事故を引き起こします。

スプレー缶、ライターなど可燃性ガスを含むものをごみとして出す場合には、必ず火気のない屋外で穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。



▲スプレー缶などが収集車の中で破裂、引火して発生した火災事故

問 湖北広域行政事務センター ☎ 62-7143

米原南工業団地造成事業

造成工事のお知らせ

シルク構想の一環として進めている「米原南工業団地造成事業」について、本格的な造成工事の着手に先立ち、8月中旬から準備工事を開始します。安全確保と周辺環境に配慮して施工いたしますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、11月頃から予定している本造成工事の概要は、広報などを通じて、あらためてお知らせします。

米原南工業団地位置図



問 市 都市振興課(米原庁舎) ☎ 52-6784 FAX 52-5195



運勢を見てもらおうと 出かけた会場で 高額な祈禱を契約

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時15分～15時30分

相談

主人が職場で受けた健康診断で、胃と肝臓の精密検査が必要との結果が出た。日ごろから「健康には自信がある」というのが主人の口癖で、これまで病気らしい病気もせずに過ごしてきた。予想外の結果で心配している。

そんな折、新聞に著名な宗教家が行うという運命鑑定の折り込みチラシが入っていた。会場は隣のホテルで、昨日から1週間の日程とのこと。

主人のこともあり、家族の健康や、受験を控えた息子、適齢期を迎えた娘の将来も気になっていたところだったので、この機会に見てもらおうと昨日会場に出かけた。



鑑定の結果、「ご主人は将来がんて死亡するだろう。息子さんは受験に失敗し、浪人中に交通事故に遭う可能性がある。娘さんは近い将来ストーカーに付きまとわれ事件に巻き込まれる可能性がある」と言われた。

あまりの鑑定結果に気が動転。それらを避けるには祈禱が必要との勧めに、お願いすることにした。祈禱料は約37万円とのこと。

しかし、一晚経って冷静になってみると、鑑定結果が本当かどうか分からないし、祈禱料も高過ぎる気がする。解約できないだろうか。
(S子 47歳)

答え

この事例では、新聞の折り込みチラシに、運命鑑定の後で祈禱が行われることもあると予測できるような記載があったかどうかポイントになります。

祈禱についてチラシに全く触れられていなければ、アポイントメント商法(販売目的を告げずに呼び出し、契約させる商法)に該当すると考えられるため、特定商取引法が適用され、クーリング・オフが可能となります。

しかしチラシに、祈禱が行われることもあると分かるような記載があった場合は特定商取引法の適用対象にはならず、クーリング・オフはできないこととなります。

S子さんが見たチラシに、祈禱についての記載があったかどうか、もう一度確認する必要があります。記載がなければ、すぐにクーリング・オフの手

一口メモ 「指定商品」って何?

特定商取引法は、消費者被害が発生しやすい取引について、取引の適正化を図る目的で制定された法律です。事業者に対して厳しい規制を課する一方、消費者には、一定期間内であれば契約を一方的に解除できるクーリング・オフの権利が認められました。

対象となる取引のうち、「訪問販売」「通信販売」「電話勧誘販売」の3つについては、この法律が適用されるのは政令で指定された商品(57種類)、権利(3種類)、役務(20種類)に限定されると定められています。全ての商品や役務等が対象になるわけではありません。

続きをしてください。もし記載があった場合はクーリング・オフできませんので、解約についての合意を得るため相手と話し合わなければなりません。

なお、特定商取引法の政令が改正され、これまで指定されていなかった「占いに伴う祈禱など」が新たに「指定役務」となりました。平成19年7月15日以降、規制の対象となります。

人の不幸や不安に付け込んで高額な契約を迫る商法には、開運商法、靈感商法、霊視商法などがあります。いずれも将来の不幸や、「先祖のたたりがある」「悪い霊がついている」などと告げ、不安に陥れては高額な印鑑や壺多宝塔などを買わせるよう迫られます。くれぐれもご注意ください!!

ません。

指定されたもの以外については、特定商取引法は適用されませんので、例えば訪問販売で契約し、翌日解約したいと思ってもクーリング・オフはできないのです。

指定商品・権利・役務は、消費者被害の多発などによって、追加指定されることがあります。今回の改正では、「占いに伴う祈禱等のサービス」のほかに「味噌、しょうゆその他の調味料」と「海外商品取引や海外商品オプション取引の仲介サービス」が新たに追加指定されました。